

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年12月28日

木曜日

第5177号

目 次

<p>監査委員公告</p> <p>○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表</p>	1
--	---

~~~~~

## 公 告

~~~~~

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、富山県知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月28日

- | | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 富山県監査委員 | 山 | 崎 | 宗 | 良 |
| 富山県監査委員 | 亀 | 山 | | 彰 |
| 富山県監査委員 | 田 | 中 | 篤 | 人 |
| 富山県監査委員 | 高 | 橋 | 正 | 樹 |

令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
21	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>1. アルミ産業成長力強化戦略推進事業</p> <p>【指摘1-1】補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成</p> <p>本事業はとやまアルミコンソーシアムの活動にあたり、その事務局を担当する TONIO（公益財団法人富山県新世紀産業機構）に対して、活動費を補助しているものであるが、補助金交付にあたり、実施要領及び交付要綱が作成されていない。</p> <p>富山県の「会計事務関係手引書」によれば、実施要領の作成について「すべての補助事業等について作成する必要はないが、特に調査指導に対する補助事業及び運営費補助事業などのように内容が複雑な補助金等については作成しておくべきである」とされている。今回の補助金は「運営費補助」であり、「会計事務関係手引書」に従えば、実施要領を作成しておくべき場合に該当することから、不適切である。</p>	<p>指摘後、TONIO（公益財団法人富山県新世紀産業機構）に対する補助金交付要綱及び要領を作成し、令和5年度から施行している。</p> <p>また、アルミ産業成長力強化戦略推進事業以外の TONIO への補助事業全般についても見直しを行い、令和5年4月に実施要領及び交付要綱を整備した。</p>
21	<p>【指摘1-2】活動費の100%補助</p> <p>とやまアルミコンソーシアムの活動費は、その100%が富山県からの補助金で賄われている。とやまアルミコンソーシアムは85の会員から構成され、その目的達成に向けた活動を行って</p>	<p>令和4年度監査の結果を反映させ、研究開発プロジェクトやアルミサンドボックス事業など活動の恩恵が特定個社に集中する助成事業については、令和5年度より100%補助を廃止して</p>

るものであり、諸活動（研究開発プロジェクトの実施及びその事業化、アルミサンドボックス事業への支援、人材育成など）の恩恵は会員あるいは研究開発プロジェクトに参画した事業者にもたらされるものである。

こうした事業について富山県が一定の補助金を交付することは想定されるものの、本来は恩恵を受ける会員等が主となって活動費を拠出すべきものといえる。富山県の「会計事務関係手引書」によれば、「補助率」について、「補助金等が交付される場合、その対象となる事務・事業に要する経費の全額交付されることは、補助金等の性格上一般には考えられない」とされており、特段の理由が無いにもかかわらず100%補助がなされていることは不適切である。

- 22 【意見1-1】 インターンシップの実施
インターンシップについて、県内学生向け（5日間）と大都市圏学生向け（10日間）を分けて実施している。

県内学生インターンシップは、県内中小企業への理解を深め、定着を目指すことを目的としており、他方、大都市圏学生対象インターンシップは、富山県とつながりの薄い県外在住学生の県内企業への理解と定着を目指すことを目的としている。

いずれも学生に県内企業への理解と定着を目的としているものであり、実施内容からみても合同で実施したほうが効率的といえる。

いる。

県内外ともに学生の県内企業への理解と定着を目指すため、令和5年度より県内学生向けと大都市圏学生向けを合同で実施している。

22	<p>【意見1-2】 インターンシップの対象学生 インターンシップの対象を大学生と高等専門学校生としているが、アルミ業界における人材育成という事業の目的からすれば、高校生、専門学校生にも対象を広げるべきである。この点、富山県が所管している県立高校との連携も有効と考える。</p>	<p>アルミに特化した技術的専門性の高い内容となる傾向があるため、対象者には専門的な知識や経験が必要となる。今回の指摘をうけて、できる限り対象を拡げるため、令和5年度より、新たに北陸ポリテクカレッジの学生を対象としている。</p>
23	<p>2. IoT・AI 活用等生産性向上支援事業 【指摘2-1】 補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成 本事業は TONIO が IoT・AI 活用等生産性向上支援事業を実施するにあたり、活動費を補助しているものであるが、補助金交付にあたり、実施要領及び交付要綱が作成されていない。 富山県の「会計事務関係手引書」によれば、実施要領の作成について「すべての補助事業等について作成する必要はないが、特に調査指導に対する補助事業及び運営費補助事業などのように内容が複雑な補助金等については作成しておくべきである」とされている。今回の補助金は「運営費補助」であり、「会計事務関係手引書」に従えば、実施要領を作成しておくべき場合に該当することから、不適切である。</p>	<p>富山県補助金等交付規則に基づき、令和5年4月に実施要領及び交付要綱を整備した。</p>
24	<p>【指摘2-2】 県外での活動 当補助事業の目的は県内の企業や団体の IoT・AI 化と IoT・AI に精通した人材の育成にある。そうした中で、当</p>	<p>補助金交付要綱に基づき、活動内容の適切な判断・審査に務めているが、指摘後、当補助事業の目的は県内企業のデジタル</p>

補助事業の対象として、県外の大学（公立大学法人会津大学）での講演（中小企業向けのDX化のポイント）や、県外（彩の国ビジネスアリーナ（埼玉県））でIoT・AI導入支援の取組の展示が行われているが、これらは目的外の活動である。

これらの活動はオンライン形式で対応しており、旅費や出展に要する支出はなされていないものの、講演の準備や講演の実施に要した作業（人件費など）が発生しており、一定のコスト負担が生じている。

県外の大学でのオンライン講演や県外のイベントに出展を行うことは、TONIOの活動として、何ら問題は無く、むしろ推奨される活動といえるが、当補助事業の目的は、県内の事業者や企業の生産性向上を支援することであり、当補助事業の対象として実施するのは適切ではない。

24 【意見2-1】活動方針及び実績

富山県内の事業者数は約56,000にのぼるが、当補助事業では、各取組の目標数値として、

- ・ 出前講座件数：年間10件
- ・ 育成する指導者数：年間15名
- ・ 指導者派遣件数：年間10社

にとどまっており、数値だけをみると県内事業者のIoT・AI化による生産性向上支援としては十分とはいえない。

この点、IoT・AI化に関しては、

- ・ 富山県IoT・AI活用ステップアップ補助金

化支援であることから、補助先に対し、補助事業の目的を鑑み、適正な事業費の執行に努めるよう指導した。

県内企業のIoT・AI等のデジタル化を支援することで、企業が生産性向上や新たな付加価値の創出による経営力の強化を図り、県内経済の活性化につなげていくことを目指し、富山県IoT推進コンソーシアムと県立大学が連携したIoT・AI講座の開催や、富山県新世紀産業機構と協力した補助金事業の運営など、効率的・効果的な支援に努めている。

今後とも、富山県IoT推進コ

- ・富山県中小企業リバイバル補助金
- ・富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金

といった補助金制度があり、また当補助事業の出前講座や指導者派遣以外にも社会人向けの学習講座、IoT・AI事例を紹介するセミナー事業等が開催されている。

さらには、県内産業団体や県内企業の経営者、大学教員等で構成する「富山県IoT推進コンソーシアム企画推進委員会」が年6回程度開催されている。この委員会の場で、IoT・AI活用生産性向上支援事業の進め方や実施内容について議論され、経過なども報告されている。

こうした議論などを通じて富山県として、県内の事業者へのIoT・AI化支援として、どういったことを目指すのかを明確にし、現在ある諸制度が有機的に一体となって、効率的・効果的に支援していく体制の構築が必要といえる。

3. 産学官協働ローカルイノベーション創出事業

27 【意見3-1】 とやま成長産業創造プロジェクトの推進について

本プロジェクトは、「企業への技術移転」を目指しているものであり、各研究担当者が技術移転に向けて活動を行っている。実際に技術移転に至っているテーマは無いが、採択したテーマについては、今後、技術移転に至ることができたのかどうかについて確認す

ンソーシアムを起点とし、地域支援機関と連携しつつ、体系的な支援体制の構築を図っていく。

令和2年度から延べ20テーマの研究を実施しており、実施した研究の成果や関連技術は企業との共同研究や外部資金獲得（旧サポイン、飴基金、タナカ財団）などに繋がっている。

また、学会発表や外部発表などにも積極的に取り組んでいるほか、企業からの技術相談や産

ることが必要である。

この点について、産技研（富山県産業技術研究開発センター）としては本研究事業については通常の経常研究と異なり、ものづくり産業未来戦略の重点分野に特化した、企業への技術移転を目指すための「萌芽的かつ競争的研究」として位置づけ、限られた予算の中で、組織内でのあらゆる技術移転の可能性を広く発掘（芽出し）することに主眼を置いていることから、技術移転の方向性や可能性が窺えるテーマについては、速やかに次のフェーズとなる各種競争的外部資金（飴基金、タナカ財団、共同研究、旧サポイン、JST、科研費等）研究へエントリーさせる方が有効と考える。

次のフェーズである外部資金研究へのエントリーが有効であるとしても、本事業の目的が企業への技術移転にある以上、採択した研究テーマが技術移転につながったかどうかの本事業の評価基準となる。したがって、技術移転につながるようなアフターフォローや研究マネジメントを講じるべきである。

28 【意見3-2】利用者ニーズの汲み取り

本事業では各種、様々な研究会や研修が実施されている。その際、参加者に対して感想や要望などについてアンケートを実施しフィードバックすることで、研究会や研修の効果を高めること、また、産技研の業務に活かすことにつなげていくことが望まれる。

技研の情報誌などを通じて、関連技術を含め積極的に技術情報の提供を行っている。

これらを通じ、今後さらに企業への技術移転につなげていく。

令和5年度から研究会や研修の開催にあたり、参加者に対し、開催内容や研修内容に対する感想・理解しやすさや、今後実施してほしい内容などについてアンケートを行い今後の業務に活用する。

また、毎年開催している産技

5. 首都圏等人材確保コーディネーター配置事業

31 【意見5-1】 合同企業説明会の参加者数の改善について

合同企業説明会の参加者数について恒常的に参加企業数を下回っており、これに関する原因分析と改善策を検討すべきである。

人材マッチングの一環として小グループでの合同企業説明会を実施しているが、令和3年度実績は下記の通り、恒常的に参加者が参加企業を下回る傾向にある。

	参加企業	予約者	参加者
令和3年5月29(土)	5社	5名	1名
令和3年10月2(土)	7社	4名	2名
令和4年3月25(土)	6社	7名	6名

特に、令和3年5月29日開催会は、参加企業5社に対して参加者1名と参加が振るわず、事業として成功しているとは言えない状況にある。また、参加者が参加企業数を下回っている原因について十分な調査や原因分析が行われているとは言えない。

今後、参加者が参加企業を恒常的に下回ったことについて原因分析を進めるとともに参加者改善のための施策を

研の研究発表会（テクノシンポジウム）においては、以前から参加者にアンケートを実施しており、産技研に係る意見・要望について収集し、今後も事業運営に活かしていく。

令和5年度から首都圏在住の社会人等（主に女性）を対象としたオンライン合同企業説明会に事業内容を見直した。

今後もターゲットを明確化し、効果的な広報を実施することで、参加者数の確保に努めていく。

検討することが必要と考える。

6. 富山版「プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト」実施事業

33 【指摘6-1】事業運営委託先の人件費積算の記載誤りについて

当事業は、富山県人材活躍推進センター（以下、「センター」）に運営を委託しており、県はセンターに運営費の支払いを行っているが、運営費に含まれるセンター職員の人件費の積算に誤りがあることが確認された。具体的には、一部のセンター職員の人件費について、県が作成した積算書は月20日勤務（＝週5日勤務）を前提として計算されているにも関わらず、当該センター職員の実際の労働条件は週4日勤務であり、積算計算の前提となる労働条件と、実際の労働条件との間に相違が見られた。

これについて、労働政策課に質問したところ、当該センター職員の労働条件は週4日勤務であり、県の作成した積算書の計算条件に誤りがあることが確認された。なお、労働政策課では、一部のセンター職員の人件費の積算について、積算書に記載されている計算条件と、実際の労働条件が相違していることを認識していたものの、当該センター職員に対する人件費の金額は、実質的には月額制であり、支給額に差異が無いことから、当該積算書の記載誤りに重要性がないものと判断し、修正を行っていなかった。

事業運営委託先の職員人件費の積算については、令和5年度から実際の労働条件に即した記載に修正した。

ただし、実際は労働条件の積算計算は適切に行われるべきと考えられることから、積算書に記載されている労働条件と実際の労働条件が相違する場合は、積算書に記載される労働条件を実態に即した形に修正する必要があると考える。

8. 富山サテライトオフィス誘致プロジェクト事業

36 【指摘8-1】実績報告の不備

富山県サテライトオフィス等誘致活動費補助金交付要綱第9条に規定する実績報告書（様式第4号）では県が各市町村に対して「記録写真等活動の実績を明らかにする資料」を求めているが、活動の実績を明らかにする資料が添付されていないものがあつた。交付要綱に基づき資料を添付する必要がある。

また、同実績報告書（様式第4号）では県が各市町村に対して「サテライトオフィス等の設置者が提出した実績報告書写し」の添付を求めているが、設置者の申請書写しで代替していた。交付要綱に基づき、また申請書と実績報告書の内容が異なるケースもあることから実績報告書を確認する必要がある。

36 【意見8-1】実績報告の不備

さらに、同実績報告書（様式第4号）では県が各市町村に対して収支決算書の添付を求めている。収支決算書を確認したところ、数値の記載ミス（円単位で記載すべきところを千円単位で記

実績報告書の受理にあたっては、他の職員によるダブルチェックを行うとともに、上席者による確認を徹底する。

実績報告書の受理にあたっては、他の職員によるダブルチェックを行うとともに、上席者による確認を徹底する。

載)があった。県としては提出された書類を適切にチェックし、誤りがある場合には、修正依頼するなど指導していく必要がある。

9. コロナ離職者再就職支援事業

37 【意見9-1】申請手続の省力化

申請に関し、登記簿提出など提出書類が多く、また手続きも煩雑である割に助成金額が少ない。そのため、申請した企業が少なく事業の積極性が見られない。

予算：15万円×60社×3名
=27,000,000円

実績：3社それぞれ1名で、
合計307,000円

申請時の提出書類：それぞれ原本1部、
写し1部

- ・交付申請書兼実績報告書（県指定のフォーマット）
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し
- ・国助成金の決定通知書
- ・本人確認書類の写し（個人事業主のみ）
- ・履歴事項全部証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・富山県税の全税目につき滞納がないことの証明書（発行されてから3ヶ月以内のもの）
- ・正規雇用後の期間に係る雇用契約書若しくは雇入れ通知書等当該労働者の正規雇用移行後の労働契約について確認できる書類又は写し

令和5年度以降、類似事業を行う場合には、申請手続の省力化により、申請者の負担軽減に努めていく。

・正規雇用後に支払われるべき人件費及び社会保険料事業主負担分について支払ったことが確認できる賃金台帳又は写し

・常時雇用する労働者数を確認できる書類(労働者及び役員名簿など)：中小事業主への該当について、常時雇用する労働者数で判断する場合のみ

国助成金と連動しているのであるから、国助成金の申請時に提出した書類については国の決定通知書をもって省略できると考えられるとともに、富山県税の納付状況も県税事務所ひいては県庁で把握できる内容であるなど、提出書類の省略の工夫の余地があると思われる。加えて県庁内でDX化を進めることにより、紙面提出・保管も不要となり、県の事務効率化のみならず申請者にとっても申請のしやすいものとなる。

38 【意見9-2】実績確認のための計算根拠の徴求方法と計算の煩雑さ

申請のあった企業に対する実績確認として、対象人員の給与支給額の分かる資料を取り付けているが、一月のみで計算しており、月ごとに異なる残業の多寡を反映していない。資料として給与台帳を取り付けているところ、給与台帳であれば複数月分の徴求もしやすいことから、複数月の平均値を使うなどの工夫により異常値を排除することが望まれる。

また、給与が20日×の会社について、

令和5年度以降、類似事業を行う場合には、実績確認の計算根拠の明確化・合理化により、適正な事業執行に努めていく。

確認表の計算シートにて、当月の給与台帳の1日～20日分と翌月の給与台帳の21日～月末日分を足して1日～月末日分として引き直して計算・確認しているが、このような引き直し計算をする理由は乏しく、事務不効率であり、また、かかる計算ではもともと1ヶ月分として確定している社会保険料を日数による按分計算で概算することになり不合理である。20日 \times であれば21日～翌月20日分の給与台帳をそのまま計算・確認根拠として使用すれば良いと思われる。

38 【意見9-3】事業予算の策定

事業を運営するための費用として、令和2年度は予算1,000千円、実績511千円であった（広告宣伝費、印刷費等）。令和3年度も予算1,000千円としたが、活動内容を大きく変える予定がないことが分かっていたと思われ過大に予算計上している。

令和5年度以降、類似事業を行う場合には、実績を踏まえた予算計上により、適正な事業予算の計上に努めていく。

コロナ離職者再就職支援事業助成金事務局運営事業費 (円)

項目	令和2年度 予算	令和2年度 実績	令和3年度 予算	令和3年度 積算根拠
公告宣伝費	500,000	290,000	500,000	新聞公告1回
車両費	57,600	22,556	57,600	
製本印刷費	200,000	152,500	200,000	チラシ1回
需用費	151,491		151,491	
(小計)	909,091	465,056	909,091	
消費税	90,909	46,506	90,909	
支出計	1,000,000	511,562	1,000,000	

上表にあるように、令和3年度において、令和2年度から大きく活動内容を増やす予定がないにも関わらず、前年度予算を踏襲するのみで、令和2年度の実績金額を反映したものになっていない。なお、令和3年度の実績金額は76,900円であった。未執行の金額は

1年間有効に使われなかったことになる。

少額であろうと予算は適切に積算し、必要な金額だけ計上するべきである。そうすることで、限りある資金を他の有効な事業にて活かすことができる。

10. 外国人材活躍推進事業

40 【指摘10-1】業務委託費の精算額と仕様書記載との相違

アジア高度人材受入事業は15社15人（1社1人）のベトナムからの学生の受入れを想定し、主に以下の業務を公募型プロポーザルで選定された業者に委託するものである。

①ベトナムでの本事業及び富山県の周知活動

②企業及び学生の募集、選考、参加企業への事前説明会、選考会の実施

③富山就職プログラム等の実施

④学生等の入国サポート

⑤本事業の自走化に向けた取組及びスキームの実施

上記事業のうち②から④に対する委託費の金額は、富山就職プログラム参加企業1社（1人）あたり1,000千円（消費税込、精算払い）の定額となる旨、受託者への仕様書に記載されている。そのため、仮に当該参加企業1社に2人以上がマッチングされたとしても、県から支払われる経費は1社当たり1,000千円となる。人数比例での支払いではなく1社につき定額の支払いとしたのは、特定の企業に受入れが偏

業務委託費の精算時の減額について、令和4年度から受託者における固定費の負担を考慮した経費精算方法を設定し、仕様書に記載している。

在することなく、県が目標とする15社に幅広く受け入れられることへの誘因とするためである。

県は受託者と前述の①から⑤までの業務について16,993千円で令和3年度の業務委託契約を締結し、実際の委託費支払額は10,000千円減額後の6,933千円となったが、令和3年度の富山就職プログラム参加者数は2人（参加予定であったが実際に参加できなかった1人を含む。）であり、仕様書に従い委託費の支払いを行う場合、13人（15人-2人）×1,000千円の13,000千円の減額精算となるはずである。

精算時の減額が仕様書と異なった理由を労働政策課に照会したところ、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により富山就職プログラムへの参加者数が当初の想定を大幅に下回ったことから、仕様書どおりの減額とすると受託者が事業実施にかかる固定費の支払いが困難となることを踏まえ、受託者との協議により外国人材雇用に関するアンケート及び企業向け個別相談会を追加実施することにより10,000千円の減額にとどめた旨、回答を得た。

精算額を事後的に変更するのであれば、本来であれば仕様書にその内容を盛り込むことが望ましいと考えられる。また、受託者における固定費の負担を考慮した経費精算方法を設定することが考えられる。

なお、令和4年度からは、目標企業数（目標人数）未達成時における精算時の減額を当初契約金額3割までとす

る（当初受託額の7割の支払いを確保する）定めを置く予定である旨、回答を得た。

41 【意見10-1】ベトナム人学生の就職後の追跡調査及び再就職支援

アジア高度人材受入事業は、前述のとおり、企業・学生の募集から事前説明会の開催、選考会の実施、富山就職プログラムの実施、学生の入国サポートにかかる業務までを範囲とし、就職後の継続雇用状況の把握は行われていない。

当該事業は令和元年度から継続的に実施されており、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査が可能であると考えられる。当該事業が県内企業の人材確保を図るという目的である点を踏まえると、採用後の雇用継続状況等に課題があった場合における当該事業へのフィードバックは有用であると考えられることから、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査を行うことを提案する。また、海外の高度人材の確保・教育等には多額の経費が生じている点を踏まえると、短期退職となった学生について再就職支援等を行うことも有用と考えられる。

11. 障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業

44 【意見11-1】コーディネーターの配置人数

委託先である「富山県人材活躍推進

令和5年度からは、これまで本事業により企業に採用された学生について、雇用の継続状況及び退職事由等の追跡調査を行い、その結果を事業にフィードバックし、事業効果を高めていく。

業務の標準化、複数名での業務分担及び人員の増強等、将来的な事業の継続に向けて検討を

センター」では、新卒特別支援統括コーディネーターが1名配置され、当該コーディネーターがすべての業務に対応している。業務実績の件数からも負担は大きいと推測される。1名での対応は、本人の負担が大きいことのほか、本人に支障が生じた場合に代替できないといったリスク（属人化のリスク）や将来的な事業継続のリスクがあることから、業務を標準化しておく、複数名で業務にあたってもらうなどの対応を平時からやっておくことが必要といえる。

12. 就職支援能力開発事業

47 【意見12-1】委託訓練内容の重複

離職者を対象とした公共職業訓練には訓練を外部へ委託して実施されるもの（本事業の「委託訓練」）と富山県の施設で実施される「施設内訓練」から構成されている。両者の内容を確認したところ、「OA事務科」、「ビジネス実務科」、「介護サービス科」の分野で訓練科が重複している。

この点、「OA事務科」、「ビジネス実務科」においては応募者数が定員を超過する状況が続いており、外部への委託は必要な措置であったといえるが、「介護サービス科」においては継続的に応募者数が定員を下回っている。

応募者数を的確に見込むことは困難であるが、「介護サービス科」については、平成29年からの5年間にわたって継続的に応募者数が定員を下回って

進めている。

令和5年度から、委託訓練における介護分野のコース数を見直し、定員を減らしている。

おり、定員や実施時期等について見直しを図る必要があるものとする。

- 48 **【意見12-2】** ニーズの把握と反映
委託訓練の内容については、富山県において検討され、計画・実施されているが、求職者や訓練後の就職先などへのアンケート、意見聴取を通じてニーズを把握し、これを訓練の内容に反映させていく仕組みを構築することが有効である。

14. 放課後児童クラブ事業

- 52 **【意見14-1】** 長時間開設加算助成について

仮に上表の③～⑤に重複がないとすると、18時以降も開設しているクラブのうち、25クラブはいずれの事業の補助も受けていないことになる。ただし、追加的な調査を行っていないため、これらのクラブが、事業の補助をそもそも受けられないのか、事業の補助を受けることができるが何らかの要因により機会を失っているのかは不明である。

各事業の実施要項又は交付要綱によれば、事業の実施主体は市町村であることから、これらの補助金の利用については、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものである。県としても市町村説明会において放課後児童クラブの制度全般及び支援員の人材確保の観点から処遇改善事業については特記して説明を行っており、県としてやるべきことはやっているとみられる。

従来から5年ごとに企業や求職者への訓練ニーズ調査を実施し、訓練内容の見直しを行っている。さらに、令和5年度からは、訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図っていく。

県内市町村に対し、例年、10月頃に次年度予算積算の目的で放課後児童クラブに対する市町村単独補助事業の有無、今後の県単事業の活用の有無、活用しない場合の理由等の照会を実施しており、これらの結果を踏まえ、県単補助金（長時間開設加算助成）の内容について検討する。

したがって、補助金の利用をしない市町村の判断を尊重することを前提として、県は市町村が補助金利用を行わないとした判断理由について聞き取りを行い、制度の使い勝手など県として見直すべき点がないかどうか、より積極的な関与が必要か否かについて検討するのが望ましい。

53 15. 事業所内保育施設推進事業
【指摘15-1】補助対象経費である人件費算定根拠資料の確認の必要性

事業所内保育施設への補助金のうち、運営費（人件費）は保育従事者の人件費総額に補助率を掛け合わせ、補助限度額の範囲内で交付される。企業から提出される保育従事者の人件費を集計した実績報告書（「令和3年度保育従事者賃金等集計表」）を確認したところ、1名の保育従事者の人件費が実績額の8割を乗じた額で計算されていた。その理由を所属課に照会したところ、当該従業員は勤務時間のうち約8割を保育従事者として従事しているが、残りは保育以外の業務（具体的には、医療事務）に従事しているため、保育に従事している時間を集計しているとの回答を得た。

しかし、保育の従事時間割合について、企業担当者にヒアリングを実施したのみであり、その根拠資料の提出までは企業に求めている。補助金は人件費総額をもとに算定されており、人件費の変動によっては補助金交付額に変更が生じる可能性があることから、

他業務を兼務する保育従事者の保育従事割合について、出勤簿や、保育室の稼働実績がわかる資料をもとに、該当者の保育の従事時間割合を算出するよう見直した。

他業務を兼務する保育従事者の保育従事割合は、日報等で確認を行う必要があると考える。

53 【意見15-1】事業の継続性検討における対象企業等への調査の実施

平成24年度及び平成28年度に運営費の補助を受けて保育施設を設置した企業は、令和3年度現在、それぞれ施設を廃止・休止している。また、平成30年度を最後に新規の保育施設にかかる設置費の補助が発生していない。この状況を受けて、近年は新規設置が発生していないことから、当該補助事業の廃止も含め継続性の検討を行っている旨の説明を所属課から受けた。

この点、直近年度での事業所内保育施設の設置費の補助実績を見ると、設置した企業はいずれも医療機関や社会福祉法人であり、一般的な保育施設ではカバーが難しい夜勤や土日出勤がある従業員が働く企業に設置のニーズが高いことが窺える。また、今後の高齢化社会の進展を踏まえると、医療機関や社会福祉法人の雇用者の増加が予想される。

そのため、事業所内保育施設の需要自体は今後も発生が予想される一方で、当該補助事業が利用されていないのだとすれば、その原因について、事業所内保育施設を廃止又は休止した企業や関連団体から実情をヒアリングするなどして、制度設計の変更や補助事業の継続性の検討に反映させることが望ましい。

本事業の継続性の検討にあたり、企業向けに調査を行ったところ、複数企業から事業所内保育所の整備や、本事業の活用を検討したい旨の回答があり、令和5年度も継続している。

今後とも、企業のニーズを確認しながら対応する。

なお、県の補助金給付は、乳幼児の定員が10人未満の施設を設置する中小及び中堅企業が対象となっている。これについて、国においても乳幼児の定員が6人以上の施設を設置する大企業及び中小企業に対して県よりも手厚い補助金が交付される類似の制度が設けられている（令和4年度から新規受付停止）。県は補助対象を中小及び中堅企業に絞っているが、国の制度の情勢も踏まえ、補助対象となる施設の乳幼児の定員等について事業者のニーズに合った形で対応することが望まれる。

16. 女性の多様な働き方支援事業

56 【意見16-1】参加者の地域的な偏り

セミナー等のリアル開催は富山県民共生センター（サンフォルテ：富山市）で行われ、遠隔市町村からの参加がしづらいものになっている。オンライン開催も実施しているが、現状のところ、富山市以外からの参加者数が少ないように思われる。

富山市以外での実施はもとより、座学やPCなどはリモート受講可能とするなど、遠隔地での利用をより一層高めることが望まれる。また、PC、タブレットの貸与等があっても良いのではないかと考える。

17. 富山県民共生センター指定管理

62 【意見17-1】事業の実施内容について

チャレンジ支援相談、就業支援事業講習といった再就職支援や起業、NPO活動の情報提供、PC講座は、男女共同

セミナー・講座等の開催にあたっては、引き続き、スマホ等でも視聴可能なオンラインを併用して実施するとともに、SNS等も活用し幅広く周知する。なお、令和5年度からは積極的に市町村とも連携し、富山市以外での出前相談等を実施している。

チャレンジ支援相談において、他の支援機関の紹介も実施している。セミナーや講座などについては、募集定員に達した

参画として関連すると思われるものの、これらの問題は女性に限定されることではない。他の就職支援機関の事業との重複があるのではないかとと思われる。

以上の問題点はあるものの、例えばPC講座は再就職に求められる能力として広く認知されており、需要も相応にあると考えられること、さらに一時保育の利用が可能なPC講座を提供する点や女性が参加しやすい支援機関が実施しているといった点からは女性活躍を推進するうえで重要なことと理解しており、当事業を実施する意義はあると考える。

以上から他の公共支援機関が実施すべきと思われる分野である点では、同様の事業を行っている他の支援機関も紹介しそちらに誘導する、講師を共有することで時間や経費の節減を図るといった対応も必要ではないかと考える。他の支援機関とも連携し男女共同参画を意識した事業実施を進められたい。

62 【意見17-2】受託事業に対する受入能力について

県からの委託事業は、国の施策等により県が決定した新規事業のうち男女共同参画の目的に沿うものが女性財団（公益財団法人富山県女性財団）に委託される。昨今、男女共同参画は政策的に力が置かれるテーマであることから、県から女性財団に委託される事業が増えてきている。一方で令和3年度

場合、他の支援機関の類似したセミナーや講座の紹介をしている。今後とも効果的な啓発事業を行うため、連携機関を広げ、協働した事業展開を図る。

令和6～8年度の次期指定管理者募集要項では指定管理業務の見直しを行い、より柔軟な事業運営を行えるようにするとともに、受託事業についても現在の職員数で円滑な事業実施が遂行できるように業務内容を見直した。

の県委託実施事業は8件で、指定管理業務を含めると年間40件近くになっているが、女性財団の職員数は11名（令和3年度）であることを考慮すると、指定管理業務を含む業務遂行が厳しい状況にあるのではないかと推察される。

男女共同参画に関連する事業において、県自体で実施する事業とするか、女性財団に委託する事業とするかの判断がどのように決定されるか質問したところ、担当者ベースでの協議から事業受託に至るとのことであった。例えばマリッジサポートセンター事業においては、専従の職員が配置されるなど人員補充による対応もなされているが、女性財団が今後も実施事業を円滑に遂行するためには、今後の指定管理・受託事業の実施計画も考慮したうえで適切な職員数の確保が必要ではないか、と考える。

64 【指摘17-1】 ホールの照明音響操作業務の委託費支払い

毎月の委託費総額は、1件あたりの報酬単価（定額）に外部委託業者から提出される「ホール運営委託実績表」及び請求書に記載の各月の業務実施件数を乗じることで算定される。

令和3年10月度の委託費の支払いは、契約単価額×15件となっている一方で、業者から報告された業務実施件数は16件となっており、報酬の支払件数と実績件数が相違していた。

委託先から委託費の請求書が届いた際、「ホール運営委託実績表」との照

指摘後、委託費の支払いの際には、請求書と業務実施件数の照合について、職員間による相互チェックを徹底しており、今後も適切に対応していく。

合が実施されているが、ミスが見逃されている。今後は、請求書と業務実施件数の照合を徹底されたい。

64 【意見17-3】 ホールの照明音響操作業務の単価契約

地方公共団体の契約は、契約内容の総額を契約金額として締結する総価契約が原則とされているが、あらかじめ数量を確定することができないものについては、想定される契約総額及び予定数量から単価を定め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた実際の数量を乗じて得た金額の代金を支払う単価契約を締結することができる。とされている。

ホール照明音響操作業務の委託業務の内容は、サンフォルテホールの貸出しに伴って発生する音響や照明、映写装置等の操作に関する業務である。1業務につき1名の配置をもって業務1件とし、1件当たりの勤務時間は8時間程度を想定し、随意契約による契約の相手方と単価契約がなされている。毎月、委託業者から提出を受ける「ホール運営委託実績表」の業務従事時間を確認すると半日程度で業務が完了している日が数多く見受けられ、契約時の想定勤務時間（8時間）と大きく乖離している。

契約締結時において、勤務時間を想定する際は実績時間を考慮することが考えられることに加え、業務従事時間にばらつきが生じる場合には、業務1件あたりの定額の単価契約ではなく、

令和6年度からの契約については今回の指摘を踏まえて、勤務時間を想定する際は実績時間を考慮し、業務従事時間にばらつきが生じる場合には、時間単価に基づく契約や勤務時間に応じた単価契約を行うように契約内容の見直しを実施する。

時間単価に基づく契約や勤務時間に応じた2段階程度の単価契約（例えば1件あたりの業務時間が5時間未満の場合と5時間超の場合の定額支払額を設定する）とすることも考えられる。

66 【意見17-4】 チャレンジ支援相談事業の相談内容について

チャレンジ支援相談事業は、再就職、起業、NPO活動等、多様なチャレンジにかかる情報提供や相談に、経験豊かな専門のキャリアコンサルタントがきめ細やかに対応、自己決定ができるよう支援するものである。

令和3年度の相談内容別・年代別の相談件数の内訳は次表の通りである。

(件)

区分	小区分	件数	10代	20代	30代	40代	50代	60代
働きた い	内職	245	0	8	48	73	58	58
	資格・ 技能	152	0	3	24	79	41	5
	その他	30	0	0	5	17	7	1
	小計	427	0	11	77	169	106	64
キャリアアップ したい		0	0	0	0	0	0	0
起業したい		9	0	0	2	6	1	0
社会貢献したい		1	0	0	0	1	0	0
その他		28	0	1	4	6	10	7
合計		465	0	12	83	182	117	71

相談窓口には、内職による求人情報が掲載されており、相談件数465件のうち、半数以上の245件は、内職の求人情報を確認するために窓口に来た者の人数がカウントされている。その他業務の令和3年度の相談件数は220件となっており、営業日1日あたり1件程度の相談対応は、施設の維持費用を踏まえた場合に、件数として少ない印象を受ける。

相談のニーズ自体が少ないのであれ

県民共生センターで実施されている再就職や起業に関するセミナーの受講者数、参加者アンケートの満足度より相談のニーズはあると考えるため、令和4年度からはSNSを活用した事業の積極的な広報に努め、若年層を含めた一層の利用促進を図っている。

ば事業規模の縮小を行うことが考えられる。一方で、潜在的な相談のニーズがあるにもかかわらず、十分な周知がなされていないことが原因であれば、相談窓口設置に関する現状の周知方法（HP や広報誌等への掲載）について、例えば SNS 社会である現代の状況等を踏まえ、工夫の余地があると考ええる。

69 【意見17-5】 図書の購入について

図書の購入は毎年、県から交付を受ける備品購入費を上限として、「サンフォルテ図書室 図書・資料選定基準」に合致するものを選定の上、購入している。令和3年度の備品購入費の予算は1,734,000円であり、そのうち図書の購入実績額は1,732,295円（予算比：99.9%）となっている。

一方で、蔵書数と利用実績とを比較すると、令和4年3月時点の蔵書数が36,405冊に対し、貸出冊数は7,213冊（蔵書数比：19.8%、貸出なしの閲覧者は7,865人）にとどまっている。平均すると、年平均で5冊に1冊程度しか借りられていない計算となる。

なお、補足情報として令和3年度はコロナの影響で閲覧者数が減っており、令和元年度は約11,000人の閲覧利用実績があった。

これらの状況を踏まえても図書購入予算が利用実態に照らして適切かを再検討することが望ましいと考えられるとともに、購入実績が図書の需要ではなく予算消化が目的となっていないか検証する必要があると考ええる。

図書の購入については、県内唯一の男女共同参画の拠点として常に最新の情報を県民に提供すべく、必要な図書を吟味した上で購入しているが、日々変化する社会情勢や県民ニーズなども踏まえ利用実態に応じた適切な図書の購入に努めるとともに、図書を含め、備品購入にあたっては、今後も優先順位を十分に検討していく。

69 【意見17-6】 とやまの男女共同参画データブック2021の冊子配布

男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について調査・研究し、調査結果は「とやまの男女共同参画データブック」として冊子にまとめられ、1,500冊が冊子として発行されている。しかし、発行部数全体のうちの大半は男女共同参画に賛同する団体の職員や県関連施設等に無料配布されている。

無料配布が主となっているのであれば、印刷コストの削減を図るため、冊子での配布を取り止めHP上で公開する方式に変更することを検討されたい。

令和元年度よりPDF版をHP上で公開している。

隔年で発行している印刷物での配布に関しては実情を踏まえ廃止も含め検討を進める。

70 【意見17-7】 施設利用に係る事前承認手続きの不備

富山県民共生センター条例及び条例施行規則によると「施設を利用する際にはセンターの施設の利用に支障がないと認める場合を除き、事前に承認申請を受ける必要がある」としているが、公的な機関が利用する場合について事前承認がないものが発見された。承認申請書等にセンターの施設の利用に支障がないと認める理由の記載等がないため、承認する際の判断根拠が確認できず、業務が適切に行われているか確認できなかった。施設の利用に支障がないと認める具体的な理由を申請書に記載し判断根拠を明確にしておくことが必要と考える。

指摘後、「施設の利用に支障がないと認める場合」については、富山県民共生センター条例及び同条例施行規則に基づく施設利用に係る取扱方針において具体的に列挙することで判断根拠を明確にするとともに、承認申請書においても利用者が国や地方公共団体等であるために後納を行っていることが明確に分かるように「国・県等後納」と押印することとした。今後も適切に対応する。

- | | | |
|----|---|---|
| 70 | <p>【意見17-8】施設利用に係る代金納付手続きの不備</p> <p>富山県民共生センター条例によると施設を利用する際には、特別の理由があると認められる場合を除き、事前に代金を前納しなければならないとしているが、公的な機関が利用する場合について後納となっているものが発見された。収入調定書等に特別の理由等の記載がないため、承認する際の判断根拠が確認できず、業務が適切に行われているか確認できなかった。収入調定書等に特別な理由を具体的に記載し、判断根拠を明確にしておくことが必要と考える。</p> | <p>指摘後、富山県民共生センター条例及び同条例施行規則に基づく施設利用に係る取扱方針において利用料金の後納を認める条例第10条第1項のただし書き「指定管理者が特別の理由がある場合」を具体的に列挙し、判断根拠を明確にしたとともに収入調定書等には国や地方公共団体等であるため後納を認めていることを明確にするために「国・県等後納」と押印することとした。今後も適切に対応する。</p> |
| 71 | <p>18. とやまUIJターン起業支援事業</p> <p>【意見18-1】補助対象事業の業績報告の適時性について</p> <p>県は、補助対象事業者からの業績報告を適時に取り付け、補助対象事業をより一層サポートすべきと考える。</p> <p>本事業では、補助金返還額の計算のために、補助金交付後、概ね3年後に業績の報告を求めている。これは、補助対象事業より生じた利益を基準として補助金の返還を定めるためであるが、補助金交付時に生じる一時的な利益の影響や、事業者ごとに異なる会計期間のズレ、決算終了後から申告までの期限を考慮した上で決定される。例えば、令和元年度に交付された補助金に対する報告は、令和4年度中（令和5年3月末まで）に報告を求めている。このため、県が補助対象事業者の経営状況</p> | <p>補助事業を実施する（公財）富山県新世紀産業機構は、県内中小企業が抱える様々な経営課題等について、ワンストップで支援する総合支援機関であり、事業開始当初より各分野のコーディネーターが相談に応じ、アドバイスを行うほか、必要な施策や支援機関への橋渡しを担っている。</p> <p>今後とも、当機構を通じて、補助対象事業者の事業状況を適切に確認し、補助金交付後も必要に応じて事業者に対するサポートをしていく。</p> |

を把握することになるのは、補助金交付から3年経過した後となるが、これではタイミングが遅いと考える。

当事業において補助金交付の対象となる事業者は小規模であり、その経営基盤は弱く、多くの課題を抱えていると考えられる。しかしながら、たとえ課題が多くあっても、タイムリーにこれを把握することができれば、必要に応じて経営改善のための専門家を派遣すること等により対策を講じることができるが、その報告が3年後となると時期を逸してしまうことがある。

当事業は、県外より移住してきた事業者の事業に対して補助金を交付するものであるが、その事業が軌道に乗らなければ、補助金自体が無駄になるだけでなく、県外の移住者の定住を阻むことになりかねない。

したがって、県は、補助対象事業に対して補助金を交付するだけでなく、補助対象となる事業者から適時の業績報告を求め、事業が軌道に乗るまで適時、適切なアドバイスを行える体制を構築するなど、より一層サポートすることが望まれる。

19. とやまUターン就職応援事業

73 【意見19-1】各種イベントの目標設定の明確化と実績比較による評価について

各種イベントについて目標設定を行い、参加実績数との比較による評価を行うべきである。全体的に参加者数が低く、参加者数の伸び悩みを課題事項

令和5年度から各種イベントの目標設定を明確化しており、参加者数との比較を行うことで事業の効果を適切に評価できるよう努めていく。

としてとらえているものの、「業務完了報告書」において目標との比較が行われていない。また、そもそも仕様書の中で各イベントの目標とする参加者数を設定していない場合も多く、事業の効果を適切に把握することが出来ない状況にある。

今後は、各種イベントについて目標とする参加者数を明確化するとともに目標の達成状況を評価していく必要があると考える。

21. 障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施

77 【意見21-1】 障害者職業訓練の広報

「障害者を対象とした職業訓練のご案内」というパンフレットを作成、配布しているが、配布先がハローワーク、支援学校などに限られているとともに、配布された各所でもパンフレットを掲示している等のみであり就職希望者、意欲のある者全てに周知されているか疑問が残る。

対象者は障害者に限定されていることから、ハローワーク来訪者、支援学校の生徒全員に渡しても良いのではないかと思われる。また、就労支援事業を行っている障害者福祉施設への配布も考えられる。さらに、各所において面談等を通じて来訪者・生徒・保護者・就職斡旋担当者に説明するなど、より積極的な関与が望まれる。

22. 障害者工賃向上支援事業(農福連携含む)

就労支援事業を行っている施設へのパンフレット配布や、面談等を通じた来訪者・生徒・保護者・就職斡旋担当者への説明は平成28年度より行っており、今後も必要な人に的確に周知できるように、積極的に関与していく。

- | | | |
|----|---|--|
| 83 | <p>【意見22-1】 実施研修の対象者について</p> <p>県が策定した計画（第5期富山県工賃向上支援計画）は、厚生労働省からの指針に従って対象事業所を就労継続支援B型事業所としている。計画における取組として工賃向上推進や製品製作の魅力向上の研修を行っているが、研修の受講者には就労継続支援A型事業所も含まれていた。就労継続支援A型事業所はB型事業所と違い、雇用契約等に基づき、原則最低賃金を支払う必要があることから、A型事業所とB型事業所では就労内容に違いがあるものと思われる。</p> <p>就労内容に違いがあるA型事業所、B型事業所に対して同じ研修を実施すると研修内容がどちらかに偏った内容となり、本来の対象であるB型事業所にとって意義の少ない研修となる可能性がある。</p> <p>事業計画に沿った取組を行うためには、研修を別々に実施するなど対象者を限定し、より効果的な取組をすべきであると考えます。</p> | <p>令和4年度からすでに就労継続支援A型・B型事業所を対象を分けて実施している。また個別の事業所のそれぞれの課題を分析し、助言を行うアドバイザーの派遣も行っている。</p> |
| 83 | <p>【意見22-2】 事業実施の有効性について</p> <p>当支援事業の令和3年度収支実績において、支出額9,012千円のうち8割近くが業務委託費（支出額6,968千円）である。さらにそのうち約4割が農福連携に係る業務委託であり、本年度は農福連携推進事業に注力していることが窺える。</p> | <p>令和5年度目標工賃月額18,000円に対し、令和4年度の実績額は17,735円と順調に推移している。これは農福連携の推進などで業務の幅が広がってきたことも要因でないかと考えている。令和5年度はさらに共同受注窓口の機能強化を行うこととしており、より効果的な事業</p> |

他方で計画の最終年度（令和5年度）の目標工賃額は18,000円（月額）であり、令和3年度実績17,043円と比較すると目標達成の実現可能性が懸念される。

目標達成には効果的な施策が必要と考えられ、このことから農福連携推進を強力に実施することに至ったものと推察する。したがって、翌年度以降の農福連携推進事業の効果が、想定されていたものであるか、十分な検討が必要であると考えます。

23. スモールビジネス創業支援事業
（ワクワクチャレンジ創業支援事業）

85 【指摘23-1】 補助事業の補助金返還資料の検証と計算方法の見直しについて

補助事業の補助金返還資料について、根拠資料について確認を行うとともに、返還額の計算方法を見直すべきと考えます。

当事業は、補助金交付後に利益が生じた場合は、一定の計算式のもとで県に返還することを求めており、次の計算式により返還額を算定することとしている。

間接補助事業に係る本年度の純利益額	控除額	実績報告額での全体経費	本年度までにかけた全ての経費	間接補助金確定額	本年度までの間接補助事業に係る支出額	基準額付額
(A)	(B)=(C-D)/5	(C)	(C')	(D)	(E)=C+C'	(F)=(A-B)×D/E

上記の計算式においては、補助金交付の対象となった事業より生じた利益額より一定額を控除した上で、補助金交付の前後により生じた経費の割合に応じて返還額が決定されることとな

なるよう今後も引き続き検討していく。

収益納付の計算方法については、人件費相当額を控除して計算している実態に則して見直しを行い、事業を実施する（公財）富山県新世紀産業機構との協議のもと、令和5年度から実施要領に計算式を明記することとした。

収益納付の計算に係る根拠資料については、事業を実施する（公財）富山県新世紀産業機構において、決算書や確定申告資料、売上試算表などの添付を求めており、令和5年度から県は収益納付の報告に対して適時それら資料の確認を行っている。

る。

過去に交付された補助金の返還実績について確認したところ、令和元年度の補助金の返還実績は下記の通りであった。

補助金対象事業：8社

補助金返還社数：0社

補助金対象となった事業者の内3社は、純利益金額がマイナスであり、4社は純利益金額を0円で申告している。純利益金額を0円で申告している事業者の内1社は、補助金交付後に生じた経費金額を0円で申告していた。

純利益金額が0円となっている事業者は、事業者の人件費相当分を控除した金額で算定しているが、これに関して、補助金返還の計算式の中で事業者の人件費相当分を差し引いて計算することや、当該人件費相当分の計算方法について明文化されていなかった。

補助金の返還において当該人件費相当額を控除して計算する必要があるのであれば、補助金の交付要綱においてその計算式とともに明文化すべきと考える。

また、補助金交付後に生じた経費金額を0円で申告している企業は、補助金交付後に売上高が生じなかったことによるが、県は、事業者の確定申告資料や試算表など、その裏付けとなる資料の確認までは行っていなかった。

県は、補助金の交付後において利益金額の報告を求めるとともに、事業者の確定申告資料や試算表など、裏付け資料を確認すべきと考える。

86 【意見23-1】 補助事業に対する事業計画の策定支援について

補助事業の対象となった事業について継続的な経営指導を行うことが望ましい。

当事業は、補助金交付対象となる事業を選定するため、外部委託先である(公財)富山県新世紀産業機構において事業内容について厳格な審査を行った上で補助対象となる事業の選定を行っている。

一方で、厳格な審査が行われた上で開始された事業の全てが順調に進んでいるわけではなく、補助金交付した8社の内、補助金返還実績のある企業は0社であり、8社のうち7社は、純利益金額が0あるいはマイナスとなっており、その実情は厳しいと言える。

小規模な新規事業が事業を軌道に乗せるためには一定の期間が必要であることを考えると、事業開始直後に利益を計上できていない状況は仕方がない面があると言えるが、補助金を交付した事業において利益が計上されていないのは、単に期間の問題だけではなく経営上の課題を抱えている可能性が高いと考える。

ここで、県が補助金を交付した事業者が経営上の課題を解決することができず、経営が行き詰ってしまった場合は、県が交付した補助金が無駄となってしまうと考えられる。このため、県は、補助金の支給対象を厳格に審査するだけではなく、補助金交付後におい

補助事業を実施する(公財)富山県新世紀産業機構は、県内中小企業が抱える様々な経営課題等について、ワンストップで支援する総合支援機関であり、事業開始当初より各分野のコーディネーターが相談に応じ、アドバイスをを行うほか、必要な施策や支援機関への橋渡しを担っている。

今後とも、当機構を通じて、補助対象事業者の事業状況を適切に確認し、補助金交付後も必要に応じて事業者に対するサポートを行っていく。

でも事業の経営が軌道に乗るまで、事業計画見直しのための助言等の継続的なサポートを行っていくことが望ましい。

87 24. とやま農業未来カレッジ事業費
【意見24-1】再委託時の許可

とやま農業未来カレッジ事業業務委託契約書第12条によると「委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ富山県の書面による許可を受けたときは、この限りではない。」とし、再委託をする際には富山県の許可が必要となる。

委託業務関連ファイルを査閲したところ、ICTハウス警備業務（富山県総合警備保障株）及び浄化槽点検業務（北陸フジクリーン株）を再委託しているが富山県農林水産公社からの許可申請がなかった。

富山県としては受託者である富山県農林水産公社に対し「再委託する際には許可申請が必要であること」を指導する必要がある。また事後確認にはなるが、許可もれを防ぐために、富山県農林水産公社から委託業務終了後に受領する事業実績報告書や収支決算書等に記載してある委託料の内容を精査し許可の要否を確認するのも必要であると考える。

91 26. とやま観光塾事業
【指摘26-1】グローバルコースの見直しについて

再委託時の許可申請については、今回の指摘を踏まえ、富山県農林水産公社に指導し、必要な手続きを行った。

今後とも、富山県農林水産公社における再委託事務の適正な実施に努めていく。

とやま観光塾グローバルコースにおいては、「費用対効果の

グローバルコースについて下記の2点を見直すべきと考える。

- ・他の起業家支援事業との統合
- ・外部委託先の選定過程の明確化

観光塾事業に含まれるグローバルコースは、訪日外国人旅行者を対象とした新たなツーリズム・ビジネスの創出を目的とした起業支援プログラムであり、毎年2名の定員を募り、岐阜県飛騨市にある訪日外国人向け事業のリーディングカンパニーである株式会社美ら地球において、住み込みで就業経験を積みながら起業準備を行う6か月間のコースである。

本コースにおいて塾生は、富山県内で訪日外国人旅行者を対象としたツーリズム・ビジネスを起業するため、OJTによる実務研修の他、起業のための各種スキル研修や、ツーリズム・ビジネス先進地域の視察として海外研修へ参加することとなる。

本コースにかかる事業費は、11,613千円と、観光塾事業費(23,000千円)の概ね半分を占めているが、海外の視察研修を含む6か月間にわたる住み込み研修という性質上、定員は最大で2名に満たない。特に令和3年度においては、本コースの受講者は1名だけであり、1名の受講者の起業支援のため、6か月間の期間と、8,635千円の費用を要していることとなる。

また、本コースを受講する受講者の選定は、応募者の今後のビジネスプランや意欲等を評価して行われているが、

面で再検討の余地がある」との指摘を踏まえ、令和5年度から定員を2名→10名に増員するとともに、座学とOJT、海外研修を組み合わせた内容にリニューアルした。その結果、定員を上回る人数が受講し、費用対効果は同種の事業であるスモールビジネス創業支援事業の一人当たり200万円に対し、本事業では一人当たり約100万円と高まった。

また、「外部委託先の選定過程の明確化」についても、指摘を踏まえ、プロポーザルを実施し、委託先を選定した。

今後も事業の効果などを考慮しながら、適宜、実施方法及び内容を検討するとともに、外部委託先の適切な選定に努めていく。

本コースの修了生の内、実際に起業に至ったのは、全修了生8名のうち3名であり十分な成果をあげているとは言えない。

一方で、県は、スモールビジネス創業支援事業等、具体的な創業のアイデアと意欲を持つ起業家に対して、実際に事業にかかる費用について、200万円を上限として補助金を支給していることを鑑みると、1人の受講者の研修のために800万円以上がかかる本コースの事業費は費用対効果の面で再検討の余地がある。

また、富山県内において観光ツーリズム・ビジネスの創業を促すのであれば、例えばスモールビジネス創業支援事業の中で訪日観光客向けツーリズム・ビジネスの枠を設け、その中で具体的なアイデアと意欲を有する起業家を選抜して補助金を交付した方が費用対効果に優れているものと考えられる。

このため、観光塾事業の内、グローバルコースは廃止し、スモールビジネス創出事業等の起業家支援事業の一枠として訪日観光客向けツーリズム・ビジネスを設けることが適当と考える。

また、同事業は、受講者に対して訪日外国人向けのための高いスキルを習得させることも目的としているために、委託できる事業者の候補が少なく、結果として事業開始当初（平成27年度）より県外事業者である株式会社美ら地球（岐阜県飛騨市）を外部委託先として継続して選定している。

本事業が富山県の県税を利用している事業であることを鑑みると、県外事業者に事業を委託している場合は、定期的に見直しを行い、事業者についての適切な選定過程を経る必要があるものと考えられる。

27. がんばる女性農業者支援事業

93 【意見27-1】助成金のあり方

予算額 9,277千円のうちJA女性組織等活動費補助事業として450千円があるが（平成8年から継続）、助成先の具体的な活動及び成果が不明で助成の効果があるとは言い難い。

農村女性起業チャレンジ事業では追加申請があるなどサポートを受けたい女性はもっといると思われ、起業意欲の高い女性、意識の高い女性の活躍を直接サポートするものに使う方がより有効と考える。

「がんばる女性農業者支援事業」のうち、「農村女性起業実践力育成支援事業」や「がんばる女性起業発展支援事業」（「農村女性起業チャレンジ事業」を含む）では、起業意欲の高い女性農業者や法人又は任意組織に対し、起業活動や商品開発力を養うための講座の開催のほか、新商品開発や直売・加工施設の整備支援、起業から企業への発展に向けた支援を行っている。

一方、ご意見のあったJA女性組織に対する支援については、個人・法人活動までは至らないJAの組合員らに対する農村女性の意識向上や地域活性化に対する支援も重要であることから、組織活動を進めているJA女性組織に対しても、支援が必要と考える。

なお、助成にあたっては、今後、具体的な活動や成果が明確になるよう指導する。

31. 公共職業訓練費

99 【意見31-1】富山県技術専門学院の周知活動について

近年の各訓練科の入校者数及び入校時定員充足率が示すとおり、定員割れが続いている科もあり、施設の有効活用が十分されていないといえる。技専（富山県技術専門学院）の普通課程修了生の高い就職率が示すとおり、訓練内容の有効性に反して、定員割れの状態が続いている点について、技専の知名度の低さが要因の一つとして考えられる。

技専の入校者は高等学校卒業者のうち主に卒業後に就業を検討する者であり、現在の技専のPR方法は、かかる入校対象者の目に触れるように県内の高校45校を中心に県内市町村役場等に対するパンフレット、ポスターの配布が中心となっている。

このほか、県の広報課予算で行われる県全体の広報活動の枠内に技専のPR内容を加えるよう申請を出すなど行っているが、県の多種多様な事業の中で、話題性が乏しいPRは、この選考から漏れることが多い。

このような状況から、現状では、例えば技専の見学イベントなど告知したいものがあったとしても、自由に使える広告予算がないため、タイムリーなPR活動が難しく、効果的な知名度向上施策を打ち出しにくいものとする。

高等学校卒業生本人やその保護者、及び企業（潜在的な就業先企業を含む）などに広く技専の有効性を周知するため、個別に事業を立ち上げるか、

県内高校への個別訪問やパンフレット・ポスターの配布を中心とした従来の方法に加え、令和5年度には県内中高生向け進学情報誌やSNS広告等を活用し、周知を強化した。

既存事業を拡張して広報活動費用を確保するか、いずれかの方法によって技専を個別にPRをするための予算を設定することが望ましい。

また、そもそも将来何になりたいのかわからないまま不安を抱える高等学校卒業者が相当数いるのではないかと想定される場所、社会にある職業、その適性、今後の各業界の動向、どのようなスキルを身に付けておくとう利なのかといった情報を取得し、自分の将来像を見出すためのヒントを得ることが、技専のPRを受け入れるための土台になるものと考えられるとともに、高校生のための職業研究に関連する他の事業があるならばその事業との連携も視野に入れた、技専のPR内容と方法を検討することが望ましい。

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：道路事業に関する事務の執行及び管理について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
35	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>2. 入札から工事完了までに係る事務処理</p> <p>【意見2-3】総合評価方式の加算点の付け方について</p> <p>総合評価方式では、入札業者の施工能力、地域性・社会性等を数値化し、加算することになっているが、富山県では簡易型Bによる入札がほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の総合評価方式による全入札件数の95.7%）、【意見2-5】とも相まって、「優良表彰」、「地域性」以外の点数はほとんど差が生じておらず、「優良表彰」、「地域性」のみが有意差となっている。</p> <p>「優良表彰」は、前2年度の工事の出来栄や施工体制等を評価するものであり、「地域性」は、業者の営業所の所在地が、土木センター管内にあるか、市町村内にあるか等により配点されるものであるが、該当工事の特徴に合致した施工能力や技術力は、必ずしも両者のみで評価し得ないと考えられる。</p> <p>その結果、総合評価方式を採用しているものの、その工事に必要な施工能力等が十分に評価されているとは言い難く、最低価額を出した業者が落札することがほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の</p>	<p>措置の内容【公表項目】</p> <p>価格と価格以外の要素を総合的に評価し、優れた調達を行えるよう、令和4年に「下請負契約における県内企業の活用」の試行対象範囲を一般土木工事まで拡大し、配点の見直しを行った。</p> <p>今後とも、本県の実情を踏まえながら、工事品質の確保や向上が図られるよう、総合評価方式の運用について適宜研究を行っていく。</p>

全入札件数 233件のうち、入札価額以外の評価により落札した件数は18件、全入札件数の 7.7%)、総合評価方式が形式的なものになり、有意なものになっているか疑問が残る。

総合評価方式のどの評価型式においても、工事毎に必要な技術やノウハウを持つ業者が選定される評価、運用が望まれる。

3. 道路の管理

50 【意見3-4】パトロール回数のバラつき

道路パトロールは「富山県道路パトロール実施要領の制定について（令和2年3月26日）」に基づき、月4回以上周期的に実施することとされているところ、令和3年度において、富山土木センターでは民間委託で月6回実施しているのに対して、他の土木センター・土木事務所では4回のみ実施されている。規程に違反するものではないが、富山土木センターだけが、他の土木センター・土木事務所よりもパトロール業務を多く実施している状況にある。

富山土木センター管内は、富山市域を含んでおり、他と比べ市街地エリアが広いため、交通量や施設数など地域差があるとのことであるが、そうであれば、管内は旧郡部など市街地でないエリアの方が広いため、市街地エリアは月6回、そうでないエリアは他の土木センター・事務所と同様に月4回にするなど、工夫すべきと考える。

各土木センター及び土木事務所との道路パトロール業務に関する意見交換を継続的に実施しており、その意見に基づき令和5年度から1つの土木センターにおいて新たに路面維持管理委託業務を導入するなど、委託業務の一部見直しを行ったところである。引き続き、地域の実情に応じたパトロール業務の見直しを進める。

土木センター・土木事務所間の合同
会議などで共有化し、【指摘3-4】
での議論をもとに、パトロール業務の
頻度（月何回が妥当なのか）、担当
（民間委託で足りるのか、県職員によ
る直接パトロールも必要なのか）につ
いて検討が必要である。

